

【用語の解説】

※アイウエオ順

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国から帰国した者又は患者と濃厚に接触した者で、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情において対応する医療機関を決定する。

○ 帰国者・接触者相談センター

新型インフルエンザ等の発生国から帰国した者又は患者と濃厚に接触した者で、発熱・呼吸器症状等がある者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。(国の要請により、都道府県等が設置)

○ 季節性インフルエンザ

インフルエンザの原因となるインフルエンザウイルスは、A型、B型、C型に大きく分類され、インフルエンザウイルスの抗原性が小さく変化しながら毎年世界中のヒトの間で流行している。これを季節性インフルエンザとよぶ。

平成 23 年 3 月 31 日の時点で「新型インフルエンザ」と呼ばれていたインフルエンザ (H1N1) 2009 ウイルスについては、世界に流行が拡がり、多くの国民が新型インフルエンザに対して免疫を獲得し、季節的な流行を繰り返すようになったことから、平成 23 年 4 月より通常の季節性インフルエンザとして取り扱うこととされた。

○ 業務継続計画 (BCP : Business Continuity Plan)

事業者が、事業継続のための「重要業務 (継続業務)」を選定するとともに、業務及び組織を継続するために「縮小・休止する業務」を記載するもの。(業務継続計画の作成は、登録事業者として満たすべき基準の一つ)

○ 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、まん延の危険があると政府が判断した場合に行われる。(特措法施行令第 6 条で定める要件に該当する事態が発生したと認められるとき)

○ 緊急事態措置

緊急事態宣言が行われている時に、国民の生命及び健康を保護し生活及び経済に及ぼす影響が最小限になるようにするため、区域・期間を決めて実施する措置のこと。

○ **再興インフルエンザ**

過去に世界的に流行したインフルエンザで、現在の国民の多くが免疫を獲得していないことから、全国的なまん延により、生命及び健康に重大な影響を与える恐れのあるもの。

○ **在宅療養者**

医療や介護等を必要とし、在宅で療養をしている者。

○ **指定公共機関**

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

○ **指定地方公共機関**

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの。

○ **住民接種**

住民に対して行う予防接種で、市町村が実施主体となる。接種対象者を下記の4群に分類し、接種順位については、国が決定する基本的な考え方により行われる。

【接種順位】

- (1) 医学的ハイリスク者（基礎疾患を有する者、妊婦）
- (2) 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により接種が受けられない小児の保護者を含む）
- (3) 成人・若年者
- (4) 高齢者（65歳以上の者）

○ **新型インフルエンザ**

新たに人から人に感染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザ。

○ **新型インフルエンザ等**

特措法及びそれに基づく行動計画等の対象とする感染症。

感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ・再興インフルエンザ）及び、感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症。

○ **新感染症**

既知の感染症と病状、治療結果等が明らかに異なるもので、病状の過程が重篤で、まん延により生命及び健康に重大な影響を与える恐れのあるもの。

○ **診療継続計画**

医療機関において新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めて作成するもの。

○ **新臨時接種**

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われていない場合に、予防接種法第 6 条第 3 項の規定により行われる住民接種。

○ **致命率**

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ **登録事業者**

医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

○ **特措法**

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)

病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別措置を定めたもの。

○ **特定接種**

特措法第 28 条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民の経済の安定を確保するために行うもの。政府対策本部長が、緊急の必要があると認める時に、臨時に行われる予防接種（住民接種に先立ち開始）

【対象者】

- (1) 「医療提供業務」又は「国民生活及び経済の安定に寄与する業務」を行う事業者で、厚生労働大臣の登録を受けている事業者(登録事業者)のうち、上記業務に従事する者
- (2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- (3) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

○ **鳥インフルエンザ**

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排せつ物等に濃厚に接触した場合に限られている。ヒトからヒトへの感染は極めて稀で、患者と長時間にわたり感染防止策を取らずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ **パンデミックワクチン**

新型インフルエンザ等が発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ **プレパンデミックワクチン**

新型インフルエンザ等が発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。

○ **り患**

病気にかかること。

○ **要配慮者**

高齢者、障がい者等、新型インフルエンザ等が市内にまん延した際に、生活支援等が必要となる者。(対象者は、地域防災計画「要配慮者支援マニュアル」における「要配慮者」を基本とする。